



夙川学院短期大学 2015

## 幼稚園教諭取得特例制度募集要項

### 認定子ども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状および保育士資格取得の特例制度について

認定子ども園法改正に伴い創設された新たな「幼保連携型認定子ども園」の職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則となります。

認定子ども園法改正に伴い、施行後5年間の経過措置期間に、保育所または幼稚園における勤務経験（3年以上かつ4320時間以上）を有することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例制度が設けられました。

本特例制度に対応する保育士資格保持者の幼稚園教諭免許状取得申請のために、制度で定められた最低単位数である8単位の講座を開講します。

※本特例制度についての詳細は、文部科学省または厚生労働省のホームページ等で、必ずご自身でご確認ください。

〒650-0045

兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番11

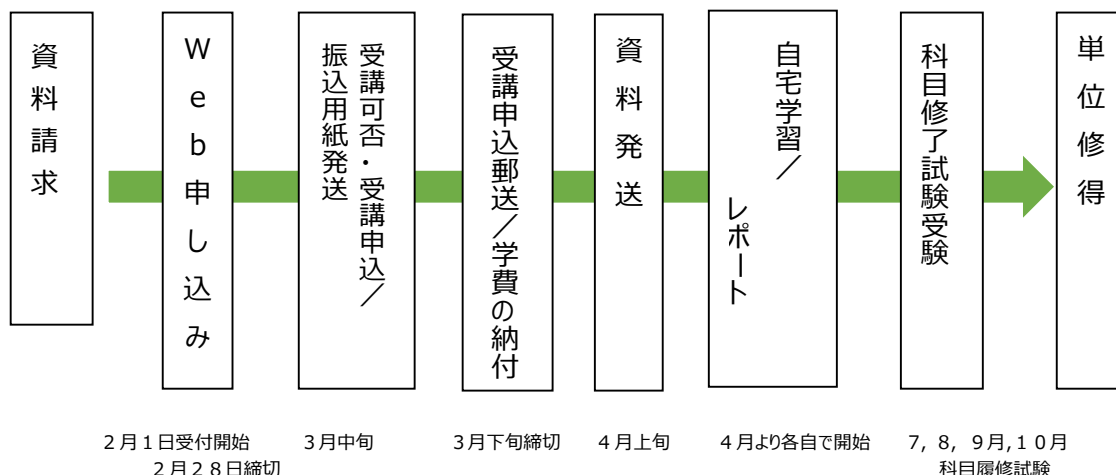
担当：幼保特例講座 担当

TEL: (078) 940-1154 (代表)

e-mail: tokurei@shukugawa-c.ac.jp

Web 申し込み: <http://www.shukugawa-c.ac.jp>

## <特例制度を利用した免許・資格取得の概要>



## <受講について>

### 1. 受講資格

保育士資格を所有し、実務経験3年以上かつ実労働時間合計4320時間以上を有する方

#### 【注意】

申し込み時に、保育士証の写しの提出が必要です。

実務経験（3年以上かつ4320時間以上）の充足については、受講申し込み時に証明書を提出する必要はありませんが、ご自身で勤務施設に必ずご確認のうえ、お申し込みください。

※本学では、実務経験に関するお問い合わせにはお答えできません。

#### <実務経験対象施設について>

勤務が実務経験として認められるのは、次の施設等の職員となります。

- 1) 幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む）
- 2) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- 3) 認定子ども園<児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律第3項の認定を受けたもの及び同条第5項の規定による公示がされたもの>
- 4) 国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く）
- 5) 児童福祉法施行規則第49条の2号第4号に規定する施設（いわゆる「幼稚園併設型認可外保育施設」）（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く）
- 6) 認可外保育施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていることにつき都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から証明書の交付を受けている施設（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く）

#### 【注意】

- ① ご自身の勤務施設が対象であるかどうかについては、各都道府県教育委員会または保育主管部局に必ずご確認ください。
- ② 実務経験を有していることを証明する「実務証明書」（教育免許状授与申請、または保育士試験出願時提出書類）の発行が可能であるか、出願時にご自身で勤務施設に必ずご確認ください。  
「実務証明書」については、幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員の場合、公立学校の教員は各所管教育委員会、私立学校の場合は私立学校を設置する学校法人理事長、または保育士（私立・公立）の場合は、勤務施設の設置者による発行になります。  
なお、実務経験は、複数の勤務施設における合算（3年以上かつ4320時間以上）でも可能です。  
※出願時に「実務証明書」を本学に提出する必要はありません。

### 2. 募集定員 100名

### 3. 受講申し込み

本学ホームページよりインターネットを利用し申し込み。

※インターネット環境がない場合は表紙連絡先までお問い合わせください。

#### 4. 申込期間

平成27年2月1日～2月28日（インターネット入力完了、投函の場合は当日消印有効）

#### 5. 受講可否連絡同封書類

申し込み書類名		記入方法
1	受講登録書	ペンまたはボールペンで記入してください 写真 3cm×4cm（裏面に氏名記入）を2枚用意し、1枚は受講登録書へ貼付し、もう1枚は同封ください。（受講証作成用） ※振込済が確認できるものを貼付
2	保育士証の写し	免許状に記載の氏名と現在の氏名が異なる方は、戸籍抄本も一緒に提出してください。

#### <開講科目>

本学で開講する特例制度の指定科目は下記の通りです。特例制度で定められている6科目8単位（テキスト学習）の開講です。最短、半年程度で単位修得が可能です。

試験免除科目	養成施設における科目	本学開講科目名	単位	受講料
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	教職総論	2（テキスト）	20,000円
	教員の職務内容（研修、サービスおよび身分の保障等を含む。）			
教育の基礎理論に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育原理	2（テキスト）	20,000円
教育課程及び指導法に関する科目 ※	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	1（テキスト）	10,000円
	保育内容の指導法	保育内容総論	1（テキスト）	10,000円
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	1（テキスト）	10,000円
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	幼児教育の理論及び方法	1（テキスト）	10,000円

#### <受講料>

項目	金額（円）
受講可否審査料	5,000円
登録料	5,000円
受講料（1単位）	10,000円

※ 教科書購入は個人で行っていただきます。1科目 1,000円～3,000円くらいです。

※ 科目修了試験の再受験に際しては1科目1回につき2,000円が別途必要となります。

※ その他、科目修了試験受験の際の交通費、レポート提出の郵送料等は含まれません。

#### 受講料 例

6科目の場合 受講可否審査料+登録料+受講料（8単位）=90,000円

1科目の場合 受講可否審査料+登録料+受講料（2単位）=20,000円

## <Web申し込み後から免許申請まで>

### 1) <http://www.shukugawa-c.ac.jp> より Web申し込み

※自動返信メールが届きます。メール確認後、受講可否・資料が届くまでお待ちください。

### 2) 3月中旬、受講可否連絡とともに受講申込書、受講料の納入依頼書を送付いたします。

→受講料のお振込の確認できるものならびに受講登録書を3月27日（金）必着にて郵送ください。

### 3) 受講登録書・受講料納入確認後、4月上旬に学習の手引き等を送付いたします。

指定されたテキストを購入し、自宅で学習します。

テキスト等を読み、与えられた設題についてレポートを作成し決められた期間内に提出します。

レポート、科目最終試験ともに合格すれば履修完了となり、所定の単位が認定されます。

※合格するまでレポート再提出、科目修了試験の再受験が必要です。再受験料・再レポート料 各 2,000 円

### 4) 免許状の申請

特例制度に定める必要科目・単位を修得後、各自で各都道府県教育委員会に教員免許状授与申請を行ってください。

詳細な手続き方法については、必ず各都道府県教育委員会にご自身でご確認ください。

※ 現在、保育士として勤務をされている方→勤務都道府県 勤務されていない方→居住都道府県

## <年間スケジュール>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
教職総論	自宅学習	レポート提出/試験		単位認定			
教育原理		自宅学習	レポート提出/試験		単位認定		
教育課程論			自宅学習	レポート提出/試験		単位認定	
保育内容総論			自宅学習	レポート提出/試験		単位認定	
教育方法論				自宅学習	レポート提出/試験		単位認定
幼児教育の理論及び方法				自宅学習	レポート提出/試験		単位認定

	教職総論	教育原理	教育課程論	保育内容総論	教育方法論	幼児教育の 理論及び方法
レポート提出日	5月15日	6月15日	7月15日	7月15日	8月17日	8月17日
科目修了試験日	5月30日	6月27日	7月25日	7月25日	8月29日	8月29日